

議案第40号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の決定につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求める。

令和8年 6月12日 提 出 木祖村長 奥 原 秀 一

令和8年 6月 日 議 決 議会議長 栗 屋 正 一

損害賠償の額の決定について

公務中における公用車の事故に関し、次のとおり損害賠償の額を定める。

1 事故発生年月日

令和7年11月 7日 午後 2時45分頃

2 事故発生場所

木祖村大字藪原842番地2

3 相手方

松塩筑木曾老人福祉施設組合（サニーヒルきそ）

4 損害賠償金額

(1) 過失割合 村100%

(2) 損害賠償金額 金533,451円

5 事故の概要

本村職員が、業務のため公用車（給食運搬車）で村内運転中において、相手方の建物に接触した物損事故